

お知らせ

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく命令を行いました

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の特定空家等と認められる建築物の所有者に対し、市で初めてとなる命令を3月2日に行いました。

命令の内容

6月10日までに倒壊のおそれがある対象空家等の全部を解体・撤去ならびに既崩落部分の廃材の撤去をすること。

命ずるに至った事由

外壁材等の落下が著しく、隣接する建築物への被害ならびに前面道路の通行人等に危害が及ぶ危険性が高く、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態のため。

命令した建築物

所在地 河原田本町183番地
構造・規模等

鉄骨造3階建 約486㎡

環境対策課 環境対策係

☎ 63-3113

老朽危険廃屋対策支援事業をご活用ください

4月から補助金の交付上限額を引き上げました。

対象建物 次のすべてに該当する建物が対象です。

- 1 市内にある住宅・倉庫・店舗等
- 2 おおむね年間を通して使用実績がないもの
- 3 周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であるもの
- 4 土台、柱、はり、または屋根に著しい腐朽または破損のあるもの
- 5 解体の跡地に建替えを目的としていないこと
- 6 公共事業などによる移転、建替えの補償対象ではないこと
- 7 補助を受ける目的で故意に破損などをさせたものでないこと

対象工事 市内の解体事業者に依頼して、対象建物を敷地内からすべて撤去・処分する工事で、令和3

年1月末までに完了するもの

補助率

- ・ 木造建築物 2分の1以内 (補助上限80万円)
- ・ 非木造建築物 5分の4以内 (補助上限400万円)

※補助金の額が15万円未満の場合は交付しません。

●老朽危険廃屋の所有者または相続人で、市税を滞納していない方
●申請前に事前にご相談ください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請期間

4月13日(月)～6月9日(火)

環境対策課 環境対策係
☎ 63-3113



普通救命講習

● 4月19日(日)

午前8時30分～

● 会場 相川支所・相川消防署

● I 講習 (午前11時30分までの3時間)

成人に対する心肺蘇生やAEDの使用方法を講義と実技で学びます。

● II 講習 (午後0時30分までの4時間)

I 講習の内容に、知識の確認と実技の評価が加わったコースです。

● 対象 小学5年生以上

● 定員 10人

● 日程 4月17日(金)

● 会場 相川消防署

救急・救助係

☎ 74-0119

ほのぼのカフェ (認知症カフェ)に参加してみませんか!

お茶を飲みながらゆったり過ごしやすい地域の集いの場です。

茶の間ひまわり (両津夷商店街)

5月20日(水)、6月17日(水)

午前10時～正午

こいつ茶よらん会 (佐州おーやり館)

5月11日(月)、6月8日(月)

午前10時～11時30分

大浦の里

5月25日(月)、6月22日(月)

午前10時～正午

寄り処 あそさん (旧阿曾医院)

5月1日(金)、6月5日(金)

午前10時～正午

はもちの里

5月17日(日)、6月21日(日)

午後1時30分～3時30分

高齢福祉課地域包括ケア推進室

☎ 63-3790

